

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和2年7月17日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和2年7月17日（金） 午後2時00分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和2年7月17日（金） 午後3時28分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗
（5番）井元 均 （6番）吉本 典正 （7番）木原 伸二 （8番）古谷 修造
（9番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 事務局次長	伊藤 浩二
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 農地転用事業計画変更申請承認について
議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
報告第44号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第45号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第46号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第47号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第48号 農地法施行規則該当転用届について

報告第49号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 石田 卓成委員

12番 熊安 悦子委員

午後2時00分開会

○事務局 皆様、こんにちは。ただいまから令和2年7月の月例総会を開催いたします。

現在の委員さんで最後の総会でございます。

皆様御出席ですので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

なお、本日、この後、16時から市長の御出席のもと、解散総会を開催いたしますので、議案審議が速やかに進みますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、会長に御挨拶を頂き、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 (挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、11番の石田委員さん、12番の熊安委員さんです。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案審議に入りたいと思います。

議案第32号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第32号について御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請についてです。5件あるうち番号2については、借受・譲受人1人に対して、貸出・譲渡人2人となっています。このため、目的については、所有権の移転が5件となり、譲渡理由については、耕作困難に伴うもの6件、譲受理由は新規規模拡大が6件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第32号の1は、———が規模を拡大するために、———の農地を購入する所有権移転の案件です。

7月7日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

場所は、———のすぐそばにあります。

——は営農には全く関心がなく、農地を持て余しておられ、知人に——を紹介してもらい、今回の申請となりました。

——は、皆さんもよく御存じだと思いますが、大づくりの農家です。

今回の調査は、農地法第3条第2項に基づき、チェックをいたしました。

まず、全部効率利用要件ですが、機械の所有状況など、資料に記載しているとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、麦や飼料米など、1年を通して作付しておられます。下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に支障はないと思います。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全て満たしていると思います。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番の吉本です。

それでは、資料が、3、4ページになっていますが、説明させていただきます。

先ほど木原委員から説明がありましたように、——が1ページの2にありますように、——、それと、——とお読みするんですが、——なんですが、お二人の所有の農地を購入するということで、提出された議案であります。

3ページにありますように、場所は——のそばにある、少し三角になった農地です。ここを2分割、3筆になっているんですが、このお二人の農地を購入するということで、——には、7月8日の10時から、農地の今後の使用とか、作付のことを含めて確認をいたしました。

売主の——は、1ページにあるように、——に御在住で、今までは御近所の方に畑とか田んぼの耕作をお願いしておられたんですが、田んぼのほうは、もう——歳ぐらいと思うんですが、もうできないということで、ほかに誰かいないかということがありまして、紹介されて、——が買おうということになったそうです。

なお、——は、そのすぐまた隣に、同じ——くらいの田んぼがあるんですが、これも一緒に今後買って、大きくしてから耕作をしたいということでお話をしておられました。

農地法第3条の2項に基づいて、確認をいたしました。

1号の全部効率要件として、必要な機械、これは資料の4ページにありますように、非常に大づくりの農家ですね、倉庫もきっちりしておりまして、農業に対して非常に意欲はございます。私も隣のほう作っておりますので、その辺は大丈夫だと思います。

それと、次の4号の農作業常時従事要件、これにつきましても、該当なしと判断いたします。

7号の地域との調和要件、これにつきましても、非常に多方向にわたって耕作していращやいますが、川ざらいとか、そういうときにはほかの方を代理で出したりして協力をしていращやいます。

本人の今後あるいは機械の装備あるいは現状を鑑みますと、問題ないと、地元の農業委員としては考えております。皆さん方の御意見をよろしくお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第32号の3は、所有権移転の申請になります。

現地確認とヒアリングを7月14日に行いましたので、御報告いたします。

現地ですけれども、資料の5ページを見てください。

ちょっと分かりにくいんですけれども、————の北側に当たります。もうすぐ北西に当たって、譲受人の————は、譲渡人の————に当たります。

現況ですけれども、田んぼが、水稻、されておりまして、前から————の田んぼを————がずっと前からもうされていたということで、それで、このたび、————も高齢になり、改めて————に譲りたいということで、今回の話になりました。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、1号、全部効率要件ですけれども、これまで————がずっとここで水稻を管理されておりましたので、問題ないかと思います。

2号の農地適格法人以外の法人及び3号の信託要件の規定には該当いたしません。

4号、農作業従事要件、5号、下限面積、6号の転貸禁止要件も問題ございません。

7号の地域調和要件ですが、こちらも前から————が管理されており、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号は該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第32号の4は、所有権移転の申請になります。

現地確認とヒアリングを、先ほどの3番と同日の7月14日に行いましたので、御報告いたします。

現地は、———くらいのところにあります。

こちらの農地ですけれども、現在、何も耕作されておらず、維持管理のみされております。昨年まで、譲渡人の———が野菜をつくっておられたんですけれども、もう今年から、高齢のため、何もされてなくて、その農地の隣が譲受人の———の御自宅に当たります。———のほうに土地を買わないかとお話があったとのことでした。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、全部効率要件ですけれども、———の御自宅の真隣に面しており、面積もさほど広くないので、———、御高齢ですけれども、———と一緒に農業をやるということですので、問題ないかと考えております。

2号、3号の規定に該当いたしません。

4号、農作業従事要件、6号の転貸禁止要件も問題ございません。

5号の下限面積ですけれども、議案書の6ページをごらんください。

大体———ほど、———が一年間借りられるということに、———の———からですね、なっております。———というのは、———の御実家に当たるということです。これで、———借りられるということで、下限面積をクリアしているということです。

7号の地域調和要件ですけれども、こちらも自宅と接していて、問題ないかと思います。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件全てを満たしていると判断いたします。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　ございませんか。

私から事務局に確認したいんですけれども、下限面積の件ですけど、一応、利用権の設定で——ばかりの利用権設定するというので、下限面積はクリアすることになるんでしょうけども、ただ、この契約期間が一年ということで、一年だけ契約しとけば、勝手に農地が手に入るということになりかねないんですけど、その辺のところはどういう見解なんでしょうか。

○事務局　下限面積の制限というのが、権利移転するときの時点で判断することになっております。

確かに、今回一年という短い権利設定ではあるんですけど、所有権移転する農地と新たに貸借を設定する農地を合わせて——超えているというところで、下限面積はクリアしていると判断しております。

○藤井会長　今回の場合は、悪意はないんでしょうけれども、これじゃあ、今後、利用しようとすれば、簡単に農地が手に入るということになりかねませんか。

○事務局　確かに、今回のを見て、まさにそういうことが懸念されるなとも思っているんですけど、その辺りちょっと、こちらのほうでどういう対応が取れるかというのを考えさせてもらえると助かります。例えば、何年以上の利用権設定とか、というのを第3条とセットで出されるのであれば、そういうふうにするとか、を農林と詰めさせてもらえればと思っております。

○藤井会長　いずれ、はっきりしなくちゃいけない問題でしようけれども、とりあえずここでちょっと皆さん、何かこの件に関して御意見があれば、お聞きしておきたいと思っておりますけれども。どうぞ。

○3番　3番の中山です。私も、今、会長、言われたとおり、この件に関して、大手を振っていいとは思ってなくて、明らかに隣の土地のための使用貸借であると思っていまして、ただ、法的には問題ないということで、農地自体も、それをほっとくと誰もやる人がいないところで、誰かやったほうがいいということで、私もちょっと複雑な思いはあるんですけども、法的には問題ないということで、問題なしとしています。

○藤井会長　ほかに何か御意見ないですか。どうぞ。

○11番　11番、石田です。確かに、そのとおりだなと思うんですけど、地域の状況にもよるのかなと、やっぱり、先ほど言われた、ここで取得されなければ、そこが荒地地になるのが確実と分かっているような場合はいいのかなと、もうどうしようもないのかなという実態と思います。

やっぱり集団営農的にばんばんやられているようなところだと、これは認めるべきじゃないと、ケース・バイ・ケースで考えるべきものじゃないかなと思います。

○藤井会長　ケース・バイ・ケースで考えられれば一番いいんですけど、一つ認めると、そっちはあと切る理由というのがなかなか難しくなりますのでね。

ほかに何か御意見ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、ないようですので、先ほど事務局からありましたように、この件に関する対応は県のほうとよく相談されて、結果が出ましたら、また皆さんにお諮りさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

この件に関しまして、ほかに何か御意見ございませんか、今回の議案に関して。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。

4番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第32号の5は、———が規模拡大するために、———の農地を購入する所有権移転の案件です。

7月7日に、現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

場所は、———のすぐそばにあります。

———に———が農業委員会に申請をして購入した農地に隣接していきまして、———から———を通して頼まれ、今回の申請となりました。

今回の調査は、農地法第3条第2項に基づき、チェックをいたしました。

まず、全部効率利用要件ですが、機械の所有状況など、資料に記載しているとおりでした。

次に、農作業常時従事要件につきましては、今は仕事も———ため、年間を通して作業できると思います。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしますが、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第33号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第33号を御説明いたします。

議案書は３ページ、資料は１１ページからとなります。

議案第３３号は、農地法第５条の規定による許可申請についてですが、今回、提出された件数は８件です。この８件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が３件、貸太陽光発電設備が１件、進入路が１件、駐車場が１件、貸駐車場が１件、自己用住宅が１件です。

受付番号１は、太陽光発電設備です。資料は１１ページになります。

農地区分は集団農地面積０．１haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号２は、貸太陽光発電設備です。資料は１７ページからになります。

農地区分は、集団農地面積３．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号３は、進入路です。資料は２３ページからになります。

農地区分は、集団農地面積３．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

続きまして、受付番号４は、駐車場です。資料は３０ページからになります。

農地区分は、集団農地面積０．２５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号５は、貸駐車場です。資料は３６ページからになります。

農地区分は、集団農地面積２．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号６は、自己用住宅です。資料は４２ページからになります。

農地区分は、集団農地面積７９．９haの農地で、施行令第１２条第１号に該当する農地、第１種農地で、施行規則第３３条第４号の集落接続になります。

現在、開発許可申請準備中、これに農用地区域除外手続中です。

受付番号７は、太陽光発電設備です。資料は４８ページからになります。

農地区分は、集団農地面積２．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号８も、太陽光発電設備です。資料は５４ページからになります。

農地区分は、集団農地面積０．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○１番 １番、石川です。議案第３３号の１は、———の農地を———が譲り

受けて、太陽光発電施設を建設したいという申請です。

現地を7月9日に、宇多村小委員長さん、事務局2名と一緒に確認を行いました。

また、7月12日に——とお話をしました。それから、同じ日に——とも話しています。

その結果を報告いたします。

現地は、——程度行った——にあります。

譲渡人の——は高齢で耕作をもうされておりません。——はいらっしゃるんですが、——に在住ということで、農業をするということはありません。

数年前からいろいろ考えていらっちゃって、譲る相手を探していたということでした。そこで今回の話があり、——が、近くに施設があるということで、譲ってほしいということで今回の話になりました。

周辺の説明等はしっかりしてほしいとお願いをしております。

それから、ちょっと狭いので、これで合うんですかという話もしましたが、近くにいろいろ施設もあるし、同業者で分けてとか、頼まれてとかいうのがあるようです。今回、頼まれたので、譲り受けることにしましたということでした。

それから、工事は——からしたいということです。

管理については、近くにもありますし、管理されていますので、定期的に、自社または業者で草刈り等はしていくということです。

この農地は、長い間、私の知る限りは全く作付をされてないところで、これ、——に行く道ですが、ここから上には田んぼがもう少し、一人、つくってらっしゃるだけで、とりあえずはここが最後ぐらいの農地になります。したがって、周辺への影響はありません。

皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、3番を一括上程させていただきたいんですけれども、その前に関連がありますので、これ、急遽ですけど、議案第34号も一緒に審議していただきたいと思いますので、まず事務局、議案第34号について説明してください。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第34号につきましては、事業計画変更承認申請が提出されております。

議案書5ページに内容を記載しておりますので、ごらんください。

番号1番につきましては、————付で、太陽光発電設備での転用許可を受けております。

転用目的に変更はありませんが、重機で進入するスペースを確保するため、計画面積を変更し、併せて期間延長の申請をするものです。

先ほどありました、進入路拡幅部分につきましては、議案第33号の3番で、これから御審議いただくようになります。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 今、事務局から説明ありましたように、34号は議案第33号の3に関わってくる問題です。その進入路につきましては、議案第33号の2も関わってくる話になりますので、その辺のところも踏まえて、地元委員さん説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。議案第34号ですが、資料の23ページですが、下のほうに、緑と、真ん中のちょっと下ぐらいに緑の小さい三角がある、その部分ですが、その上の斜線になって、黄色で囲まれて斜線になっている部分、ここが————にここの委員会で承認をされた太陽光発電の建設予定地です。————がここで作るということになっていましたが、今のところ、まだ工事に入っておりません。

その理由が、この入り口を、どうもここを借りるという話を聞いていたんですが、水路が二つあって加工がちょっと必要なんです。車を通すためには、ちょっと上に鉄板をつけたりとか、いろいろ加工が必要になってくるので、今まで工事ができなかったということでした。それで、ここを譲り受けて奥の工事をしたいということで、今回、延長申請が出されたということです。34号は、延長ですね。

で、33号の3が、今、説明した三角形のところです。

現地を7月9日に、宇多村小委員長さんと事務局2名とで確認をいたしました。それから、7月12日に————、7月13日に————とお話をしました。それについて御報告をいたします。

現地は、————くらい行ったところです。————のすぐ横になります。面積が非常に狭くて、何にも使えないような農地ではあるんですが、ここに水路が両側にありまして、それと同時に農道も一緒にあります。何でこんな田んぼが残っているかといいますと、この————ができるときに反対側にやっぱり————に満たないような田んぼがあるんです。それと続いていたそうなので、————でぶった切られてこういう小さいものが残ってしまったということです。

今、一部は————で使っていらっしゃいます。全部を譲るわけにはいけないので、

その入り口部分だけを分筆して、譲り渡すということでした。したがって、管理等も今後も引き続き———が行っていくということで、水路は潰さないようにということで、重々お願いをしておきました。それから、水路の清掃等もやりますということでした。

周りも農地がありませんので、周辺農地への影響は特にありません。

ちょっと話が行ったり来たりしましたが、説明は以上です。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 先ほど一括と言いましたが、でも、今の話の流れで、議案第33号の3と34号をとりあえず審議したいと思います。何か御意見があれば、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、議案第33号の3と議案第34号の1を一括で採決したいと思います。

御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第33号の3、議案第34号の1、可決、承認いたします。

今のことを踏まえて、議案第33号の2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。議案第33号の2は、———の農地を———が譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいという申請です。

現地を7月9日に、宇多村小委員長さん、それから事務局と一緒に確認を行いました。12日に———と、それから———ともお話をしました。場所は、先ほど言いましたように、同じところですので、———のすぐ横になります。

譲渡人の———は高齢で、耕作をしておらず、———ももう農業をする気はないということで、今回の話になっております。

ここが、また複雑になるんですが、———が農地を譲り受けて、太陽光発電施設を建設します。資料の20ページには、———という名前が出ていると思うんですが、そのつくった施設を———に貸し付けるということです。ところが、あとの管理はまた———がするそうです。———がするか、あるいは草刈り等は業者に依頼することもありますけど、管理をしていきますということでした。

———という会社は、———を中心に一施設ぐらい既に太陽光発電を持っています。———の会社ですが、———と———に二つあります。こういう太陽光発電をするためにつくった会社と思われる。———だったかな、最初の登記がそのぐらい、その頃にできた会社です。周辺への説明はしてもらうようにお願いします。

それから、資料19ページに戻りますが、先ほど説明したのは、——、これが議案第34号で延長の申請が出たところで、その下に黄色い部分があります。これが、——が取得した土地になるんですが、今回の33号の2の土地、——に入るためには、道がありませんので、ここを通って入るということで、2社が了解をしているということです。これは、——にも確認をしましたところ、入り口はここを通路とするということで、今後も、保守もここを通ってするということになっているということです。

それから、周りが、休耕田と太陽光発電施設ばかりになっていますので、今、耕作をされているのが——、この隣接するところでこれだけですね、——がここを耕作されていますが、今年は——のため休耕ということになっています。

——にも確認をしましたけど、特に影響はないということですので、周辺への農業に対する影響はありません。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。県内で初めての賃貸ということですけど、契約というのは、こういう場合、何年になっているか、聞いていますか。期間。

○1番 ——とのケース。

○11番 はい。

○1番 それは確認をしていないです。

○藤井会長 事務局。

○事務局 事務局が回答します。契約期間については、事務局も把握はしていません。

○藤井会長 それは確認しておいてください。

○事務局 はい、確認させていただきます。

○藤井会長 ほかにございませんか。

私から。今の説明で、——と——はそういう関係にあることは分かりましたけれども、この地図を見ると、どうしても、——も加わっているんじゃないかと、同じような関連じゃないかという思いがするんですけど、その辺はどうですかね。

○1番 詳しい話がなかなか聞けなかったんですが、——、これが両方とも関わっています。この方が配分をされているという感じを受けました。だから、一つの業者でなかなか太陽光発電の許可が取りにくいので、ここはどこ、ここはどこと——が分けているんじゃないかなという感じを受けました。

○藤井会長 まあ、そういうことなのでしょうけど、ただ、危惧するのが、同じ通路、同じ進入口を使用するというので、それぞれが私たちが管理しますと言っていますけれども、これ、どうなる

のか、はっきりさせていたほうがいいと思うので、どっちがちゃんと責任持ってやるのか、今後見守ってほしいと思います。どうぞ。

○11番 もう一点。この——、お年が——歳になられるんですけど、長い契約か短い契約か分かりませんが、どうなるんですか、それは。

○1番 ———は所有権移転なので。

○藤井会長 ———は関係ない。

○11番 ああ、そうか。会社のほうに譲っているんですね。すみません、間違えました。

○1番 今、ちょうどそういう話が出ましたので、実は、まだ、この方はもう少し農地があるんですが、もう売っているという話はされていましたが、——に聞いたら、やっぱり、今、——をつくらうとしていますという返事だったんですが、預かってくれる人がないかというのは、最初に探したそうです。やっぱり、この辺の田んぼは形が悪いので、預かってくれる人もいない、つくってくれる人もいないということで、やむを得ず手放そうということだそうです。

ちなみに、単価はびっくりの——です。ここ全部——だそうです。

○藤井会長 よろしいですか。どうぞ。

○8番 今、この通路が問題になっているんですが、この通路の登記は誰になっているんですか。お互いが利用しようということであれば、当然、その使用貸借とか、そんなのはないとおかしいんですよ、それがあるのかないのか。

それで、これ、通ってもいいよという、その、書き物として残しておくものが、将来、非常に問題になってきます。確認をお願いします。

○藤井会長 事務局。

○事務局 事務局が回答します。

まず、登記は今は——です。所有権移転後は——になります。通行承諾書も売買の契約書も全部添付していただいております。

以上です。

○藤井会長 よろしいですか。

○8番 はい。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

33号の2番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、5番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。議案33号の4と5を一括で説明をさせていただきます。

33号の4と5の農地は、———の農地を———と、それから———が駐車場拡張のため譲り受けるという、所有権移転の申請です。

現地は、———くらいあると思いますが、———のすぐ横になります。現地を7月9日に、宇多村小委員長さん、それから事務局2名と一緒に確認を行いました。

当日、譲受人の———、———と現地でお話をしております。それから、同じ日に———とも、———のお宅でお話をしています。

それで、———がおっしゃるのは、わしは———じゃない、———だとおっしゃっていましたので、年齢は———だそうです。

譲渡人の———は高齢で耕作が困難となり、現地は休耕ということになっています。太陽光発電施設を検討していたところに、今回の話があり、それでは譲りましょうということで譲ることになったということです。農地は、あと、家の裏に———程度残るそうですが、ここも保全管理となっております。

譲受人の———と———もですが、自身が別のところに土地を持っていっぱいいます。その土地が———なんです、———が今建設予定になっていますが、この———になるということで、代替地として、この土地を譲り受けるということです。

———と———と、別々に分かれているというのも、今の現況がそういうふうに分かれているので、代替地であれば同じような形でしかできないということで、別々の譲り受けということになるそうです。

資料が30ページからですが、34ページの黒く塗られている部分が今回の土地になります。ただ、こういう駐車場が現在、少しありますが、現在、駐車場は持っていっぱいあるんですが、全く足らないので、毎年、———を開催されるときは、———の駐車場を今までは借りて、そこから———で運んでいたということです。ところが、———ができるので、その駐車場がなくなり、今後、借りることができなくなるので、駐車場を拡張するということです。

———はしていたんですが、———が多かったそうです。通常、1か月で———を超えるということなので、今年が———を超えているということです。去年はこれが———、1か月であって、1日は———を超えるということです。———を超えると、駐車場が、今の駐車場では足らないということで、今回、拡張をするということです。ただ、これでも多分足らないだろうということはおっしゃっていました。

で、今、考えているのは、——の、あそこ、—————があって、———があるんですが、その横に大きな土地があります。そこを借りて——で運ぼうかというようなことを考えていらっしゃるようです。ということで、この土地は取得されて、その後、十分、駐車場として活用されるということも間違いありません。

それから、ここは一番てっぺんの農地ですので、近隣への影響ありません。

それと、もう一点、35ページの被害防除計画、これは雨水の放流先が農業用排水路以外の河川ということになっています。—————になぜですかという確認をしたら、この農地がなくなるので、周りの農地がないから農業用水路はないという結果になるということでしたが、そんなことはありません。全部農業用水ですという主張をしまして、変えさせてもらいますということで、これを変えてもいいということでしたので、農業用排水路へ排水するということに変更をお願いします。ここを変えても大きな問題ではないですが、どうも農地がなくなったら農業用水ではないという変な考えを持っていらっしゃるの、そんなことはありませんと重々説明しました。

報告は以上です。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 説明終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので……、はい、どうぞ。

○16番 先ほどの太陽光もそうですが、貸太陽光発電設備とこっちの貸駐車場、こういうふうにあります。これも所有権移転になるんですか。使用貸借じゃないの。所有権移転というのはちょっとおかしいと思う。貸すんでしょう。

○藤井会長 所有権移転して、転用をして、そこを……

転用した後の施設に利用権を設定する。

○1番 —————なので、—————で取得して、それを—————に貸すということです。

○16番 ああ、そういうことなのか。

○1番 —————で一本で取得したいんだけど、代替なので、それができませんという。

○16番 一旦、—————に所有権移転して貸借するということですか、—————に貸す。じゃあ、先ほどの太陽光の、貸太陽光の設備のですね、これはどうなる。

○藤井会長 これも同じ。—————の件、もう一回よく説明してください。—————と———の関係ですね。

○16番 これはどうなるんですか。

○1番 これは、—————が取得します。

○16番 取得して……

○1番 で、太陽光発電施設を建設して、その後、その施設を貸すということです。

○16番 誰に貸すんですか。

○1番 ——に貸すんです。資料の20ページに事業計画書がありますが、ここで———という名前が出ていますが、この会社に貸します。

○16番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。

○16番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。

4番、5番、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、33号の4番、5番、可決、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。本案件ですが、———のすぐ近くの———の農地を———が使用貸借により借りられ、自己用住宅を建設しようとするものでございます。

7月9日に、会長及び事務局の皆さんと現地確認に伺わせていただきました。現地に行って、分かったこともございますが、このエリアが———、将来、———に向けて、今、話し合いが進んでいるところで、なるべく四角い田んぼをたくさんつくりたいというような形ですけど、昔から農地転用をどんどん認めて、田んぼのど真ん中に家がいっぱい建っているような感じで、いい整備にならないだろうなと思っているところで、その中であって、そういう計画があるのに、この場所にまた家が建ってしまうということで、農業委員としてはすごく問題があるんじゃないかと思っております。

で、この———ですけど、本来は、この44ページの図面を見ていただいたら分かるんですけど、この———の、今回、建てられるところのすぐ南側に———という農地もございます。こちらなんかは———するにしても、どうせ真四角で形取れないので、なぜこっちに誘導しなかったのかということ、事務局にもかなり厳しく言わせていただいたんですけど、法的に問題がないからということで、こちらでいいですという回答を事務局はされたんですけど、そもそもいいか悪いかを判断するのは我々農業委員であって、事務局ではないはずなんですよ。

さらには、この農地転用が出てくる前に、———の相談を受けるんで

すけど、なぜその相談を受けた段階で、農業委員にお話がなかったのかというのは非常に疑問に思っています。

農業委員会の存在意義自体を、あるのかないのか、——通してしまったら、そのときは農業委員会事務局にはお話があるんでしょうけど、後でこっちが覆すのもおかしい話になってしまって、今回はもう致し方ないとは思いますが、今後については必ず——が出てきた時点で事前相談、——で地元の農業委員さんに、特に、そういう計画がある地域については、お話を頂きたいとお願い申し上げます。

地元委員といたしましては、この場所に家が建つことにより、交通上の危険もあるんじゃないかとか、地域でお話もありますし、四角の田んぼも取れなくなるので、いかがなものかなとは思いますが、致し方ないのかなと思っております。

以上です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○1番 1番、石川です。今、石田委員さんがおっしゃったとおりと、私も思うんですが、この地区ですね、道沿いに家が建っていますので、集落接続という方法を取ると、徐々に家がどんどん建って行って、——をやればそれができなくなると思いますけど、ほかの地区でもこういう状況にあるところは1種の意味がなくなるんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうな理解をすればよろしいでしょうか。

○事務局 事務局が回答します。

確かに、1種に関しては、転用というのは原則不許可という扱いではありますが、その転用が可能な条件としては、集落に接続して、そこからにじみ出るような、例えば、今回のような自己用住宅に関しては、その転用が可能であるということが書かれておりますので、そこに関しては、それに沿って粛々と転用に関して受け止めざるを得ないのかなとは考えております。

○藤井会長 そういう見解ですけども、御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 まさに、今、おっしゃられたとおりで、どこでも建てられてしまうんですね、徐々にいけば。なので、農業委員会のこの場では、地域の農業振興に影響があるかないかとか、周辺への影響ですね、その辺とか、地域農業の将来、これらを総合的に判断して、やっぱり委員が、これはいいか悪いかというのをこの場で決めるのが本来あるべき姿なんだろうと、それが農業委員会に求められていることなんだろうと、事務局側としては法律上クリアしていれば、それはいいかもしれないですけど、それ以上のものを判断するのが私たち委員じゃないかなと思っておりますので、今回の案件でも、事前に相談があったとするならば、南側の農地ではいけないんですかということとは当然言っていたはずなんです。そこが、事前に連絡がなかったことにより、もういいですよというよう

なこと、——も、委員会の事務局も言っているんで、今さらどうにもならないというところで、地元委員としては忸怩たる思いでございます。

以上です。

○藤井会長 その件に関して何か御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○3番 3番、中山です。改めて質問ですけど、——というのも同じ所有者、（「はい」と呼ぶ者あり）だとしたら、やっぱり42の地図を見ると、どう考えてもこれは南側につくらないと、今、申請されているところにつくったら、その西側も非常にやりにくい、北側は本人の土地なのであれですけども、結果論ですけども、南にすべきだったなと思います。

○藤井会長 この件に関しては、石田委員が確認したのか、事務局が確認したか、私ははっきり記憶していませんけども、——では駄目ですかという御本人への打診はされたんですよね。（「と聞いています」と呼ぶ者あり）でも、御本人があそこじゃいけない、営農に支障があるからという返答だったんでしょう。スクモの排出する場所がなくなるから。だろう。

○11番 はい。ただ、そこまでの面積は転用されていませんので、下の農地だったとしても3分の1ぐらいなので、幾らでもかわすことはできると。

○藤井会長 だから、御本人たちにそういう理由があったときにどうするかということもまた加味しなくちゃいけませんので。いずれにしても、今回、石田委員が言われるように、——する前に、農業委員会に相談があって、委員さんとの連携がもっと取れれば、まだ手の打ちようがあったんじゃないかと思いますので、事務局にもお願いしていますけれども、——との連携をもっと取るように、今後していきたいと思いますので、その辺のところは理解していただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

確かに、今回のように、以前もありましたように、第1種農地の転用があり、集落接続というだけで許可が出ているような現状もいろいろ問題があるかと思っております。これからいろいろ考えていかなくてはいけないなとは思っています。ですから、今回の件は致し方ないかなという思いが、私個人にはあります。その辺のところを踏まえて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入りたいと思います。

6番、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決、承認いたします。

続きまして、7、8番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明お願いし

ます。

○11番 11番、石田です。本案件は、———にある———所有の農地を、7番のほうは———、8番のほうは———が取得されて、太陽光発電設備を設置するというものでございます。

先ほどと同じく7月9日に、会長及び事務局の皆さんと現地確認に参りました。

現地は、もう1年以上、誰も耕作されていないような状態で、草が生い茂っている状態でございます。そのため、太陽光もぼつぼつと、この48ページを見ていただいたら分かるんですけど、かなりの数、できているような地域でございます。

もともとこの地域では、———にもお話を伺ったんですけど、ため池から取水している田んぼばかりで、耕作の便がよくないと、農地も不整形であるということで、周囲一帯はつくられていないと、また高齢化も重なりつくられてないということでございました。

———ですけど、ちょっと前にも太陽光発電の関係の会社に農地を売られたばかりですけど、———でもう全ての農地が手放せたと、大変安心しておられました。

ただ、——歳でございますけど、現在、このため池の———をされているそうで、これどうにかできないのかという相談も一緒に受けた次第でございます。

この、譲受人の———及び———に、今後の管理とか地域の方とお話し合いがちゃんとできているのかとお聞きしたんですが、———や———にお任せしているので、私はよく分かりませんという回答をいただきました。

———に電話をしたところ、7番のほうは———という会社が———にあるんですけど、管理をされるそうでございます。草の管理は、防草シートを張られるということで、若干、手がかからないような状態なのかなとも思うんですけど、地域の方、———とか、ほかの地域の方とも電話で話してきたんですけど、最低限、その農地のそばを通っている水路ぐらひは自分で泥上げなどをしてほしいということだったので、その旨をお伝えいたしました。

8番のほうの———ですけど、御本人に連絡して、どうやって管理するんですかと聞いてみたところ、この設置業者の———という会社、これが太陽光、これ、両方とも設置するらしいんですけど、この会社の———という方に今後の管理はお願いしていますので、私は分かりませんということでした。

で、この———に、———という会社に連絡し、この———、今後管理される予定の———から私に連絡をくださいとお願いしたんですけど、今日現在かかってきておりません。

間に入った———には、この———から連絡があったみたいで、———は、そのように伝えておきますということでは言われていました。本当に———から管理に来られるのか、

——からじゃないけど、——の方が所有されて、その会社、本当に会社の方からの連絡ない、本当に今後管理されるのかなと、トラブルにならなければいいなと、個人的には、農業委員としては思っております。

以上ですけど、やはり前々から事務局には重々お願いしているように、こういうことが今後も起こり得ます。多々起こり得ると思います。なので、農地転用出されたときに、ぜひ、ちゃんと地元と話をしてくださいと、水利関係の話とか、周辺農家と、持ち主の説明とか、その辺がちゃんとできてないと、委員会で問題になる可能性があるんで、それをちゃんとされた後に届出を、申請をしてくださいと言っていたきたいと思っているところでございます。

以上でございます。皆様方の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○15番 15番、原田です。この2件とも——で太陽光発電事業を初めてやるという、同じ文章を書かれているんですけども、この事業計画書はどなたが出されたんでしょうか。

○事務局 事務局が回答します。

———が出されます。

○15番 2件とも———が……

○事務局 そうです。

○15番 ということは、この文書自体は———が書いた文章ということですね。

○事務局 になります。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに。

○11番 今の件ですけど、——、両方とも——の方で、———と言われる方が書かれています。———とは私も連絡取れたので、しっかりとお話しさせていただいたんですけど、その先がなかなか連絡がなかったということで。

で、先ほど申しましたが、この譲渡人の———が、その辺の業者がやってないことをしっかりと代わりにやってくださっていて、周辺への説明だとか、水利関係の説明だとか、その辺は譲渡人の———がしっかりとやられています。

以上です。

○藤井会長 譲渡人の———は、先ほど説明がありましたように、住所は———でしょうけれども、この田んぼの所在地は恐らく———だと思うので、過去から———が割とうるさいところですので、その辺のところはできているんでしょうね。

○11番 その当時、———の中で、かなり中心的になって言われていた方も、この隣の農地を、———の隣の農地を持っておられて、もうさすがに諦めたと、自分も売るということを言われて、

もうどんどんやろうじゃないか、手放そうじゃないか、この辺みんな太陽光にしようじゃないかみたいなことを今は心変わりされて、言われているそうでございます。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

7 番、8 番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7 番、8 番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第 35 号、36 号を一括上程したいと思います。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第 35 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書 6 ページから内容を記載しておりますので、ごらんください。

議案第 35 号につきましては、令和 2 年 7 月 26 日公告予定の利用権設定の申請が 6 件提出されております。

農地の集積面積は 2 万 4,616 m²でございます。

内容としまして、使用貸借権の設定が 4 件、賃貸借権の設定が 2 件、新規 5 件、更新 1 件となっております。計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

続きまして、議案第 36 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書 8 ページから内容を記載しておりますので、ごらんください。

議案第 36 号につきましては、県で公告予定の利用権設定が 3 件になります。

内容としまして、議案第 35 号の番号 4 番から 6 番までについて、公社から貸し付けを行うものになります。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入りたいと思います。御質問のある方、地元委員さんとして意見を言っておきたい方がございましたら、意見を言っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。どうぞ。

○11 番 11 番、石田です。8 ページ、議案第 36 号の 3 番の———ですけど、———なんですけど、最初に防府に入ってこられたとき、私、相談を受けて、この農地とか、———ですけど、あと、———の農地、御紹介させていただいたんですけど、な

なかなか草を刈ってくださらなくて、おまえ、何ていう人に貸したんだと、地元でかなり怒られてですね、何回も言うけど、なかなか刈ってくれなかったんですけど、———いろんなところから言ってもらって、やっと最近刈ってくれるようになりました。

今回、———の農地を更新という形で、引き続き耕作されるようですが、これもいかなものかなとも思ったんですけど、この農地が、水田ですけど、水が引きにくいところにありまして、この持ち主の———から、何とか引き続いて耕作してほしいという御依頼がありましたので、分かりましたということで、お話しさせていただいた次第です。

以上です。

○藤井会長 この———についてですけど、———の面倒は引き続き見ているんですか。いや、———はここじゃない。

○11番 6ページのこの2番に、———って、———から農地を借りられるんですけど、この方も———に———を作って、今度は———のところにだされていたんですけど、なかなかやっぱりこの———、会社経営、その仕入れた会社で売ったりするので、なかなか利益が出ないのかどうなのか分からないんですけど、お金の払いが非常に悪いということで、これじゃあ飯食っていけないということで、今はまともにお話をお互いにしないような状態で、何とか自分で活路を見いだそうと、———、頑張っておられるんですけど。

———、この今の———のほうは、———もやられているので、皆さん御存じの方が多いんじゃないかと思うんですけど、非常に人付き合いがよくて、地元でもかなり、皆さんとの調和というところでうまくいっていて、草もしっかりと刈ってくださっていますので、私たち地元に入ってもらって非常によかったなと思っている方でございます。まあ、何とか頑張って欲しいなと思っています。

○藤井会長 何か御意見ございませんか。

あとの案件は、ほとんど、あとの二つは———ですけども、———の委員さん、何か御意見があればお願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第35号、議案第36号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第35号、36号、可決、承認いたします。

続きまして、報告事項は、44号から49号までございます。目を通していただいて、何か御意見があれば、お願いします。ありませんか。

最後の報告事項第49号について、事務局、具体的に説明してあげてください。

○事務局 事務局から説明いたします。16ページ、現況証明書の発行について。

この農地が、登記面積を見ていただければ分かりますように、——と非常に小さい農地でございます。

どんな状態かというと、宅地があって、その塀の中に——、農地が残されている状況でした。こういった場合、県からの通知で、備考に書いてあります、ごく小面積で、かつ当該部分の位置など、住宅の敷地との関係などから見て、住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ると認められない場合は、農地には該当しないと、県からの通達が来ております。つまり、今回、まさにこれが符合するものでありまして、面積が小さくて、宅地の塀の中にある小さな農地、これはいわゆる農地ではないという判断になります。ただ、農家台帳には——、農地として載っている、これは農業委員さんと一緒に現況を確認する必要がありました。

それで、現況確認の交付基準というのがございまして、一緒に行かれた委員さんもいらっしゃいますが、例えば、山林に接続しているとか、昭和45年9月から、それ以前から非農地であるといった場合は、現況確認という方法を取ります。

今回は、その交付基準の中にこの文章がないので、防府市農業委員会会長が特に必要と認めた土地については現況確認で非農地とできるとございますので、この会長が特に必要と認めた土地として、現況確認で非農地とさせていただきました。

○藤井会長 今の点も含めて、何か御意見があったらお願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議を閉じたいと思います。

午後3時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 7月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員